

高齢者虐待防止のための指針

安曇野赤十字訪問看護ステーション

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳と人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待には適切な措置が必要です。

安曇野赤十字訪問看護ステーション（以下、事業所という）では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づいて、高齢者虐待の禁止し、予防し、早期発見するため措置を徹底することとします。このため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に則り、業務に取り組むものとします。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷や痛みを与える、またはそのおそれのある暴力的行為を行うこと。正当な理由なく身体を拘束することも含みます。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか結果的であるかを問わず、提供すべきサービスの提供を放棄したり、放任したりすることで、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させる行為です。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、利用者に精神的、情緒的な苦痛を与える行為です。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせることです。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を無理な理由で制限することです。

3 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下、虐待等という）の発生の防止し、早期発見するために、「高齢者虐待防止検討委員会」（以下、委員会という）を設置し、適切な措置を実施することとします。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止し、早期発見することともに、発生した場合には再発を防止するための対策を検討し、虐待防止の措置を適切に実施します。

(2) 委員会の構成委員

ア) 委員長は管理者が務めます。

イ) 委員会の委員は、ステーション看護職員とします。

(3) 委員会の開催

ア) 委員会は、委員長の招集により年1回以上開催します。

イ) 虐待事案発生時など、必要に応じて随時開催します。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

ア) 虐待に対する基本理念、行動規範などの周知に関すること

イ) 虐待防止の指針、マニュアルの整備に関すること

ウ) 職員の人権意識向上のための研修計画策定に関すること

エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

オ) 虐待発生時の対応に関すること

カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、ステーション看護職員から選任すること。

4 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止の研修は、基礎的内容を普及・啓発すると同時に、権利擁護および虐待防止の徹底を目指した内容とします。具体的には以下のとおり実施します。

(1) 定期的な研修の実施（年2回以上）

(2) 新任職員への研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

(4) 実施した研修について内容（研修資料）および出席者の記録と保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告し、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位に関わらず、厳正に対処します。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先にします。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って

対応します。相談窓口は、3（5）で定められた高齢者虐待防止担当者とする。

虐待者が担当者の場合は、併設の赤十字病院看護部長に相談する。

- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決に努めます。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決に努めます。
- (4) 事業所内での虐待は、外部から把握しにくいことが特徴です。そのため、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に早期発見を促します。
- (5) 事業所内で虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認し、必要に応じて関係機関に通報します。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携して、成年後見制度の利用を支援します。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告します。

9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室内等に備え付けます。また、安曇野赤十字病院ホームページにも公開します。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護および高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指します

11 指針の改廃等

本指針を改廃する場合は、委員会の決議後、管理者の承認を得るものとします。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。